

大槌町人材確保宿舍等借上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内企業の雇用人材を確保するため、外国人労働者の受入に係る家賃経費に対し、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号）、大槌町補助金交付規程（平成25年大槌町訓令第7号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅

建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して居住用に供する住宅をいう。ただし、次のものを除く。

- ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
- イ 社宅、官舎、寮等の事業所が所有する住宅
- ウ 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有又は管理している住宅
- エ 所在地が町外の住宅

(2) 技能実習生

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2に規定する「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人であり、且つ次の全てに該当するものをいう。

- ア 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と申請時点において雇用契約関係にあること
- イ 就業場所が町内であること（ただし、就業場所が複数の場合、そのいずれもが町内であること）
- ウ 住所地と居住地が同一であること

(3) 特定技能生

出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定する「特定技能」の在留資格をもって在留する外国人であり、且つ次の全てに該当するものをいう。

- ア 申請者と申請時点において雇用契約関係にあること
- イ 就業場所が町内であること（ただし、就業場所が複数の場合、そのいずれもが町内であること）
- ウ 住所地と居住地が同一であること

(対象経費)

第3条 この要綱において、本事業の対象となる家賃は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 技能実習生または特定技能生が入居するための賃料（賃貸借契約に定める賃借料の月額から、住宅手当、共益費、駐車場使用料等を除いた金額）相当額であること
- (2) 前号の対象期間が、申請者と入居する技能実習生または特定技能生（以下、「入居者」

という。)との雇用契約で定める期間内であること

(3) 同条第1号で定める賃料の月額が4万円以上であること

(4) 入居者又は雇用主が契約した民間賃貸住宅であること

(5) 入居者1人につき、連続する12か月を上限とする(過去において、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている場合、対象期間の累計とする)

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象経費から除くものとする。

(1) 月途中の入退去により日割りで計算となる期間

(2) 国や県が実施する家賃に係る補助金等の交付を受けている場合、当該補助金等に該当する期間

(3) その他大槌町長(以下、「町長」という。)が適切でないと認める期間

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に本店又は支店、工場等を有する事業主であって、町税等の滞納をしていない者とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、次のとおりとする。

(1) 補助率 対象経費から2万円を控除した額の2分の1以内

(2) 補助上限額 1人につき24万円(ただし、月額当たり2万円を上限とする)

(交付申請)

第6条 申請者は、人材確保宿舍等借上支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象期間の初日が属する月末までに町長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 対象経費内訳書(別紙)

(3) 家賃内訳証明書(様式第2号)(賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合)

(4) 入居者の住民票謄本

(5) 入居者の雇用契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、令和2年4月から同年6月までを補助対象期間に含む申請にあっては、令和2年7月30日を申請期限とする。

(交付決定)

第7条 町長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、人材確保宿舍等借上支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の交付決定をする場合において、入居者と地域住民との交流を図るため、地域活動等への参加を促し、又は共に参加し、地域に貢献するよう努めることを条件として

交付するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる内容に変更が生じた場合にあっては、変更理由が生じた日から起算して14日以内に人材確保宿舍等借上支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 賃貸借契約（契約者、契約期間、家賃）
- (2) 入居者（住民票の異動を含む）
- (3) 雇用契約
- (4) その他、第3条又は第4条の規定による条件を満たさなくなったとき

2 町長は、前項の申請があった場合は、人材確保宿舍等借上支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 交付決定者は、補助金を申請した年度の3月31日までに人材確保宿舍等借上支援補助金交付請求書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 契約者の家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し、通帳の写し等）
- (2) 入居者の家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し、給料明細の写し等）
- (3) 雇用主が入居者に対し支払った補助金相当額が確認できる書類（受領書の写し等）
- (4) 当該対象期間の出勤簿の写し
- (5) 口座番号が確認できる書類（通帳の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき
- (2) 第3条各号又は第4条の規定に該当しなくなったとき
- (3) 第8条第1項の規定による申請が期日に行われなかったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、人材確保宿舍等借上支援補助金交付決定取消等通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 前項の取消を行った場合において、返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。